

様式第21号

第 号		地方税法第14条の16の規定による交付要求書									
要求先の執行機関名											
年 月 日											
様											
美唄市長 印											
地方税法第14条の16第5項の規定により、下記の徴収金額を下記担保権者が配当を受けるべき金額のうちから徴収するため交付要求します。											
滞 納 者 〔特別徴収 義務者〕		住 所 (所在地)									
		氏 名 (名称)									
滞 納 金 額	年 度	税 目	期別	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	督促手数料	滞納処分費	備考	
					円	法律による金額 円	円		法律による金額 円		
徴 収 金 額		「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額									
交 付 要 求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名											
		差 押 年 月 日	年 月 日								
		所 有 者	住 所 (所在地)					氏 名 (名称)			
担 保 権 者		住所(所在地)			氏名(名称)				登記順位		

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。